

平成 24 年第 3 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議 案 番 号	認定第 1 号
議 案 名	平成 2 3 年度安城市一般会計歳入歳出決算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	認定第 2 号 ～ 認定第 10 号
議 案 名	平成 2 3 年度安城市特別会計歳入歳出決算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 安城北部土地区画整理事業 農業集落排水事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢 者医療の 9 会計 資料別添
議 案 番 号	認定第 11 号
議 案 名	平成 2 3 年度安城市水道事業会計決算について
摘 要	資料別添

内 容																																													
議 案 番 号	第 55 号議案																																												
議 案 名	安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例及び安城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																												
摘 要	<p>安祥福祉センター及び安祥児童センターの新設並びに西三河都市 1 - 公布の日～ 計画事業安城北地区画整理事業の換地処分に伴うもの 2・3 - 25. 4. 1～ (指定管理者の指定の手續等に に係る規定は、公布の日～)</p>																																												
	<p>1 換地処分に伴うもの</p> <p>(1) 北部福祉センターの位置 「安城市東栄町横根畑 5 9 番地 2 3」→「安城市東栄町 6 丁目 9 番地」</p> <p>(2) 北部児童センターの位置 「安城市里町山崎 3 5 番地」→「安城市里町 4 丁目 1 2 番地 4」</p>																																												
	<p>2 安祥福祉センターの新設に伴うもの</p> <p>(1) 名称 安城市安祥福祉センター</p> <p>(2) 位置 安城市安城町多門 9 6 番地</p> <p>(3) 構成する施設</p> <p>ア 安城市安祥老人福祉センター (老人の相談及び機能回復訓練に関する事業を行う施設)</p> <p>イ 安城市安祥児童センター (児童の健康を増進し、又は情操を豊かにするための事業を行う施設)</p>																																												
	<p>(4) 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時 ～正午</th> <th>午後 1 時 ～午後 4 時 30 分</th> <th>午後 5 時 30 分 ～午後 9 時</th> <th>午前 9 時～ 午後 9 時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>一般利用</td> <td>940 円</td> <td>1,100 円</td> <td>1,390 円</td> <td>2,800 円</td> </tr> <tr> <td>多目的室 1</td> <td>一般利用</td> <td>260 円</td> <td>300 円</td> <td>380 円</td> <td>770 円</td> </tr> <tr> <td>多目的室 2</td> <td>一般利用</td> <td>360 円</td> <td>420 円</td> <td>540 円</td> <td>1,090 円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>一般利用</td> <td>360 円</td> <td>420 円</td> <td>540 円</td> <td>1,090 円</td> </tr> <tr> <td>カラオケ設備</td> <td>一式</td> <td>1,000 円</td> <td>1,000 円</td> <td>1,000 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		金額				午前	午後	夜間	全日	午前9時 ～正午	午後 1 時 ～午後 4 時 30 分	午後 5 時 30 分 ～午後 9 時	午前 9 時～ 午後 9 時	集会室	一般利用	940 円	1,100 円	1,390 円	2,800 円	多目的室 1	一般利用	260 円	300 円	380 円	770 円	多目的室 2	一般利用	360 円	420 円	540 円	1,090 円	会議室	一般利用	360 円	420 円	540 円	1,090 円	カラオケ設備	一式	1,000 円	1,000 円	1,000 円	
	区分			金額																																									
				午前	午後	夜間	全日																																						
			午前9時 ～正午	午後 1 時 ～午後 4 時 30 分	午後 5 時 30 分 ～午後 9 時	午前 9 時～ 午後 9 時																																							
	集会室	一般利用	940 円	1,100 円	1,390 円	2,800 円																																							
	多目的室 1	一般利用	260 円	300 円	380 円	770 円																																							
	多目的室 2	一般利用	360 円	420 円	540 円	1,090 円																																							
会議室	一般利用	360 円	420 円	540 円	1,090 円																																								
カラオケ設備	一式	1,000 円	1,000 円	1,000 円																																									
<p>※ 安祥福祉センターの利用、維持管理等に関する業務は、指定管理者に行わせる。</p>																																													
<p>3 安祥児童センターの新設に伴うもの</p> <p>(1) 名称 安城市安祥児童センター</p> <p>(2) 位置 安城市安城町多門 9 6 番地</p> <p>※ 安祥児童センターの事業の実施及び利用に関する業務は、指定管理者に行わせる。</p>																																													

内 容	
議 案 番 号	第 56 号議案
議 案 名	安城市立保育所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について
摘 要	西三河都市計画事業安城北部土地区画整理事業の換地処分に伴うもの 公布の日～
	1 安城市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正 あけぼの保育園の位置 「安城市今本町 1 丁目 9 番 6 号」→「安城市今本町 8 丁目 9 番地 8」
	2 安城市役所支所及び出張所設置条例の一部改正 安城市役所北部出張所の位置 「安城市里町山崎 3 5 番地」→「安城市里町 4 丁目 1 2 番地 4」
	3 安城市市立学校設置条例の一部改正 (1) 安城北部小学校の位置 「安城市今本町 1 丁目 9 番 4 4 号」→「安城市今本町 8 丁目 9 番地 9」 (2) 東栄幼稚園の位置 「安城市東栄町野池 4 番地 3」→「安城市東栄町 3 丁目 8 0 9 番地 9」
	4 安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正 安城市北部公民館の位置 「安城市里町山崎 3 5 番地」→「安城市里町 4 丁目 1 2 番地 4」
5 安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 市営東大道住宅の位置 「安城市里町東大道 1 - 2 7」→「安城市里町 3 丁目 3 番地 1 3」	
議 案 番 号	第 57 号議案
議 案 名	安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	遺児手当の支給対象範囲の拡大を図るもの 公布の日～
	父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による保護命令を受けた児童等を、支給対象に加える。

内 容	
議案番号	第58号議案
議案名	安城市防災会議条例及び安城市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>災害対策基本法の改正に伴うもの 公布の日～</p> <p>1 安城市防災会議条例の一部改正  (1) 防災会議の所掌事務の変更  ア 削る事務  市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。  イ 加える事務  (ア) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。  (イ) 当該重要事項に関し、市長に意見を述べること。  (2) 委員の基準の変更  「自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者」を加える。</p> <p>2 安城市災害対策本部条例の一部改正  引用している災害対策基本法の条項名の変更  第1条中「第23条第7項」→「第23条の2第8項」</p>
議案番号	第59号議案
議案名	安城市市民協働推進条例の制定について
摘 要	<p>市民協働の推進を図るもの 24.10.1～</p> <p>1 市民協働の推進の目的</p> <p>2 市民協働の基本理念</p> <p>3 市民協働に係る役割  (1) 市民の役割  (2) 地域団体の役割  (3) 市民活動団体の役割  (4) 事業者の役割  (5) 市の役割</p> <p>4 市民協働の推進のための基本施策</p> <p>5 協働推進会議の設置</p>

内 容																																																								
議案番号	第60号議案																																																							
議案名	西三河都市計画事業安城北部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について																																																							
摘 要	<p>清算金の分割徴収に係る利子の利率を引き下げること等により、清算事務の円滑化を図るもの 公布の日～</p> <p>1 分割徴収し、又は分割交付する清算金の額及び期限の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>清算金の額</th> <th>期限</th> <th>→</th> <th>清算金の額</th> <th>期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以上20万円未満</td> <td>6か月以内</td> <td></td> <td>1万円以上10万円未満</td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td>20万円以上30万円未満</td> <td>1年以内</td> <td></td> <td>10万円以上20万円未満</td> <td>2年以内</td> </tr> <tr> <td>30万円以上40万円未満</td> <td>1年6か月以内</td> <td></td> <td>20万円以上30万円未満</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>40万円以上50万円未満</td> <td>2年以内</td> <td></td> <td>30万円以上40万円未満</td> <td>4年以内</td> </tr> <tr> <td>50万円以上60万円未満</td> <td>2年6か月以内</td> <td></td> <td>40万円以上</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>60万円以上70万円未満</td> <td>3年以内</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>70万円以上80万円未満</td> <td>3年6か月以内</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>80万円以上90万円未満</td> <td>4年以内</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>90万円以上100万円未満</td> <td>4年6か月以内</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100万円以上</td> <td>5年以内</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 分割徴収する清算金に付する利子の利率の引下げ 年6% → 年3%</p> <p>3 延滞金等に関する規定の見直し</p>	清算金の額	期限	→	清算金の額	期限	10万円以上20万円未満	6か月以内		1万円以上10万円未満	1年以内	20万円以上30万円未満	1年以内		10万円以上20万円未満	2年以内	30万円以上40万円未満	1年6か月以内		20万円以上30万円未満	3年以内	40万円以上50万円未満	2年以内		30万円以上40万円未満	4年以内	50万円以上60万円未満	2年6か月以内		40万円以上	5年以内	60万円以上70万円未満	3年以内				70万円以上80万円未満	3年6か月以内				80万円以上90万円未満	4年以内				90万円以上100万円未満	4年6か月以内				100万円以上	5年以内			
	清算金の額	期限	→	清算金の額	期限																																																			
10万円以上20万円未満	6か月以内		1万円以上10万円未満	1年以内																																																				
20万円以上30万円未満	1年以内		10万円以上20万円未満	2年以内																																																				
30万円以上40万円未満	1年6か月以内		20万円以上30万円未満	3年以内																																																				
40万円以上50万円未満	2年以内		30万円以上40万円未満	4年以内																																																				
50万円以上60万円未満	2年6か月以内		40万円以上	5年以内																																																				
60万円以上70万円未満	3年以内																																																							
70万円以上80万円未満	3年6か月以内																																																							
80万円以上90万円未満	4年以内																																																							
90万円以上100万円未満	4年6か月以内																																																							
100万円以上	5年以内																																																							
議案番号	第61号議案																																																							
議案名	平成24年度安城市一般会計補正予算（第3号）について																																																							
摘 要	資料別添																																																							
議案番号	第62号議案・第63号議案																																																							
議案名	平成24年度安城市特別会計補正予算について																																																							
摘 要	安城北部土地区画整理事業（第1号） 介護保険事業（第1号）の2会計 資料別添																																																							

内 容	
議 案 番 号	第 64 号議案
議 案 名	財産の取得について
摘 要	<p>消防団車両の更新</p> <p>種 類 小型動力ポンプ付積載車</p> <p>数 量 5 台</p> <p>契約の方法 条件付一般競争入札</p> <p>※ 開札の日 平成 2 4 年 8 月 3 日 (金)</p>
議 案 番 号	第 65 号議案
議 案 名	損害賠償の額の決定及び和解について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 6 0 0 , 4 2 5 円</p> <p>2 事 故 内 容</p> <p>(1) 発生日時 平成 2 4 年 5 月 1 2 日 午後 1 時 1 0 分ごろ</p> <p>(2) 発 生 場 所 安城市川島町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の県道において、緊急用務のため走行していた安城市消防団藤野分団の消防自動車、赤信号の交差点を徐行し、通過しようとしたところ、交差する市道から当該交差点へ進入した相手方車両と衝突したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 車体前部の損傷</p> <p>4 過 失 割 合 安城市 3 0 % 相手方 7 0 %</p>
議 案 番 号	第 66 号議案
議 案 名	平成 2 3 年度安城市水道事業剰余金の処分について
摘 要	<p>1 未処分利益剰余金 380, 131, 024 円</p> <p>2 処 分 額</p> <p>(1) 減 債 積 立 金 100, 000, 000 円</p> <p>(2) 建設改良積立金 100, 000, 000 円 200, 000, 000 円</p> <p>3 繰越利益剰余金 180, 131, 024 円</p>

内 容																	
議 案 番 号	報告第 14 号																
議 案 名	専決処分について																
摘 要	<p>有料駐車場管理瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 97,889円</p> <p>2 事故内容  (1) 発生日時 平成24年5月23日  (2) 発現場所 安城市御幸本町地内  (3) 経 過 上記地内の安城駅西駐車場西棟において、天井面のコンクリートが剥落し、駐車中の相手方車両に当たったもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 フロントガラスの損傷</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>5 専決年月日 平成24年7月17日</p>																
議 案 番 号	報告第 15 号																
議 案 名	継続費の精算について（一般会計）																
摘 要	<p>平成22年度～平成23年度に係る継続費の精算報告</p> <p style="text-align: right;">単位 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分（ 款 ・ 項 ） 事 業 名</th> <th>計 画 （ 年 割 額 ）</th> <th>実 績 （ 支 出 済 額 ）</th> <th>比 較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 民生費 10 児童福祉費</td> <td>㊹ 104,000,000</td> <td>11,776,000</td> <td>92,224,000</td> </tr> <tr> <td>東端保育園改築事業</td> <td>㊺ 151,234,000</td> <td>243,458,000</td> <td>-92,224,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計 255,234,000</td> <td>255,234,000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分（ 款 ・ 項 ） 事 業 名	計 画 （ 年 割 額 ）	実 績 （ 支 出 済 額 ）	比 較	15 民生費 10 児童福祉費	㊹ 104,000,000	11,776,000	92,224,000	東端保育園改築事業	㊺ 151,234,000	243,458,000	-92,224,000		計 255,234,000	255,234,000	0
区 分（ 款 ・ 項 ） 事 業 名	計 画 （ 年 割 額 ）	実 績 （ 支 出 済 額 ）	比 較														
15 民生費 10 児童福祉費	㊹ 104,000,000	11,776,000	92,224,000														
東端保育園改築事業	㊺ 151,234,000	243,458,000	-92,224,000														
	計 255,234,000	255,234,000	0														
議 案 番 号	同意第 2 号																
議 案 名	教育委員会委員の任命について																
摘 要	<p>委員 鳥居勇夫及び大見宏の任期満了（平成24年10月6日）に伴う後任の任命</p> <p>教育委員会委員  任期 4年  定数 5人  要件 本市の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの</p>																